

平成30年度包括外部監査結果報告書に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区教育委員会から通知がありました。

令和4年5月16日

第1 通知の範囲及び概要

1 平成30年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は2件です。

第2 内容

[平成30年度包括外部監査]

1 「学校教育に関する事業の財務事務の執行について」

(1) 随意契約理由のさらなる明確化について【所管課：教育指導担当】

ア 指摘等の内容

小学校及び中学校音楽鑑賞教室演奏委託の随意契約理由について、内容に違いが分かりにくい箇所があった。現在は多様な楽団があることから、なぜ相手先が限定されるのか、今まで以上に、他の楽団とも比較衡量し、検討したうえで、契約相手の必然性などをより明確にしておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和3年度の小学校及び中学校音楽鑑賞教室演奏委託に当たり、小学校音楽鑑賞教室は随意契約の業者推薦理由として、各学校の出前演奏になることから、子ども向け音楽活動の経験と実績があること、音楽が得意、不得意に限らないあらゆる児童に対して、教育効果を発揮できる唯一の楽団であることを明記しました。また、中学校音楽鑑賞教室については、サントリーホールで定期演奏会を開催していること、演奏ステージの状況を熟知した充実した演奏が可能であることを明記しました。

(2) 預金名義人及び金融機関届出印について【所管課：学務課】

ア 指摘等の内容

学校徴収金事務取扱規程では、学校徴収金の預金名義人は校長とし、金融機関への届出に使用する印鑑は公費会計とは別のものにとされているが、預金名義人が学校名だけになっており、通帳印として公印を使用していた学校があった。当該規定に従うか、預金名義人を学校名とすること等を教育委員会として許容するのであれば、当該規定の見直しを検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

各学校の管理の実態や、開設している各金融機関における口座名義人の取り決め等の調査結果を踏まえ、預金名義人を校長名または学校名とすること、また、届出

印に係る部分は学校長が適切に管理できる印として管理できるようにすることとし、令和4年3月に港区教育委員会学校徴収金事務取扱規程を改正しました。